

## 道路占用申請提出書類について

### 申請書類（それぞれ別に綴じる）

- ①「道路占用許可申請書」（2部）…申請者は施主
  - ②「道路使用許可申請書」（2部）…申請者は施主又は施工業者。1部に県証紙 2000 円分必要。道路使用許可が必要かどうかは、事前に警察に尋ねてください。
- ※県証紙は、振興局会計課、各警察署及び紀陽銀行主要支店で販売しています。

### 道路占用許可申請書添付書類

添付書類	記入要領
<b>付近見取図</b>	申請地は赤ペン等で示してください。
<b>現場写真</b>	現場を正面及び横から撮影したもの。占用物件を設置する箇所、掘削箇所、本復旧箇所、工事イメージ等を朱線等で記入してください。
<b>平面図</b>	縮尺 1 / 2 5 0 程度の図面。現況、完成予定図があるもの。掘削を伴うものについては、路面復旧面積を朱線等で記入してください。道路区域と民地との境界を記入してください。
<b>断面図</b>	横断図。縮尺 1 / 5 0 程度の図面。現況、完成予定図があるもの。縦断、横断（道路全幅をいれる）、舗装の復旧断面図を記入してください。
<b>構造図</b>	構造物のサイズ、基礎等施工状態のわかるもの
<b>求積図</b>	占用面積を実測してください。
<b>損害賠償責任負担請負書</b>	工事中の第三者等に対する責任を事前に約束する書類
<b>その他 （事業内容等により、必要に応じて追加をお願いします）</b>	<b>既設地下埋設物意見書</b> （ガス、電気、通信、水道等事業者の意見。掘削を伴う場合） <b>放流許可書、同意書</b> （排水埋設等の申請で、放流先水路等に水利組合等の管理者が居る場合） <b>立体図、断面図</b> （車道、歩道の残余地の幅員がわかるもの。足場等設置の場合） <b>交通安全対策図</b> （平面図等にガードマンの配置等したもの。道路上で施工する場合） <b>法務局備え付け地図（公図）、土地登記簿謄本、公共用地（道路敷）との境界明示図面の写し</b> （占用物件がある場合、道路敷と近い場合等） <b>利害関係者、区長等の同意書</b>

## 道路使用許可書添付書類

※道路使用許可は警察によって許可証が発行されますので、書類については警察にご相談ください。下記の添付書類については、一例となります。

添付書類	記入要領
付近見取図	申請地は赤ペン等で示してください。
現場写真	現場を正面及び横から撮影したもの。物件を設置する箇所、掘削箇所、本復旧箇所、工事イメージ等を朱線等で記入してください。
平面図	縮尺1/250程度の図面。掘削を伴うものについては、路面復旧面積を朱線等で記入してください。道路区域と民地との境界を記入してください。
断面図	横断図。縮尺1/50程度の図面。縦断、横断（道路全幅をいれる）、舗装の復旧断面図を記入してください。道路区域と民地との境界を記入してください。
構造図	構造物のサイズ、基礎等施工状態のわかるもの
工事中の交通 安全対策図	ガードマン、看板、工事位置、迂回路等を示したもの

## 注意事項

- ・開庁日の9:00~12:00及び13:00~17:30まで受付しています。
- ・郵便による提出はできません
- ・工事終了後に「工事完了届」の提出が義務づけられますので、施工前、施工中及び施工後の写真を撮っておいてください。
- ・許可、承認までは、建設省道路局路政課長通達（平成10年8月5日道政発第93号の2）に基づき、適切な書類の提出後、原則として2~3週間かかります。

提出先、問い合わせ先

伊都振興局建設部管理保全課 管理G

和歌山県橋本市市脇四丁目5番8号

0736-34-1700（内331）

